

第4章 宗派主義制度が支配する政党間関係 - 不安定化するレバノン (2005年4月～2008年5月) -

著者	青山 弘之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	584
雑誌名	新興民主主義国における政党の動態と変容
ページ	[133]-164
発行年	2010
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011520

第4章

宗派主義制度が支配する政党間関係

——不安定化するレバノン（2005年4月～2008年5月）——

青山 弘之

はじめに

9・11事件に端を発する国際情勢、地域情勢の変化は、イラクでのサッダーム・フセイン政権の崩壊、米軍などの占領支配による同国の混乱、パレスチナとイスラエルの対立激化によるオスロ体制の瓦解、ファタハとハマースの衝突など、東アラブ地域に未曾有の政治変動をもたらした。本章が分析対象とするレバノン共和国（1943年独立）も例外ではない。1990年代以来、米国とシリアの「暗黙の合意」のもと、レバノンはシリアの実効支配下に置かれてきた。だがイラク戦争に伴う米国の中東政策の転換で、この実効支配は「占領支配」とみなされ、国際社会の非難の的となった。そして2005年2月14日のラフィーク・ハリリー（Rafiq al-Ḥarīrī）元首相暗殺事件を機にレバノンで「独立インティファダ」（intifāḍa al-istiqlāl）が発生し、駐留シリア軍は同年4月までに完全撤退した。

欧米の政府やメディアが「杉の木革命」（Cedar Revolution）と絶賛したこの政治変動により、レバノンでは「民主化」の深化が期待された。しかし、対シリア関係やハリリー元首相暗殺事件の調査・裁判をめぐる対立していた政治主体間の不和は収まらず、また2006年7月から8月にかけてのレバノン紛争、2007年5月から9月にかけてのファタハ・イスラームと国軍の交

戦によって国内の安定は揺らいでいった。そして2008年5月、与党連合3月14日勢力と野党連合3月8日勢力の支持者・民兵どうしの間で武力衝突が発生し、同国は事実上の内戦状態に入った。この戦闘は同月末のドーハ合意の締結をもって収束したが、レバノンではレジスタンス（ヒズブッラーが指導する対イスラエル占領地解放闘争）の是非などをめぐる意見の対立が依然として続いた。

2000年以降に生じた政治変動が以上のような政治的不和と不安定をもたらしたのはなぜか？ 本章ではこの問いに答えるため、レバノンにおけるもっとも主要な政治主体である政党に着目し、政治変動が政党活動にいかなる影響を及ぼしたか、そして政党活動の変化が政治的安定性にどう作用したのかを論じる。

分析にあたっては、政党間関係が持つ意味を解明することに力点を置いた。その理由は後述する通り、宗派主義制度と称されるレバノンの特殊な政治制度・体制のもとで、政党間関係の変化が政治の行方を左右する決定的な要因だからである。また本章では、分析対象時期を「独立インティファダ」が成就した2005年4月からドーハ合意が成立した2008年5月までとし、それ以降の政治過程について論じることは控えた。その理由は2008年5月に「独立インティファダ」後の政治対立が一応の決着を見る一方で、レバノンが事実上の内戦を経験したことで、政治が本章の主眼である政党間関係の変化だけでなく、暴力（および暴力行使の脅威）によっても規定されるようになったためである。

以下ではまず第1節で、レバノンの政治制度・体制を概観し、政党どうしがどのような関係を織りなしているのかを明らかにする。続いて第2節では、2005年4月から2008年5月にかけてのレバノンの政党活動、とりわけ3月8日勢力の動静を精査し、同国の政治的安定性がいかにして損なわれていったのかを解説する。最後に「おわりに」で、本章のまとめを行い、分節的社会の調和を目的としていたはずの宗派主義体制のもとで展開する重層的且つ複雑な政党間関係がレバノンの政治を不安定化させるという逆説を明示する。

第1節 宗派主義制度下の政党

本節では、2005年4月から2008年5月にかけてのレバノンにおける政党活動を精査する前段階として、1.で同国の政治制度・体制を概観し、その特性を明らかにする。続いて2.と3.で、政党活動、具体的には政党間関係が、この特性によっていかに規定されているのかを見る。そして4.で、2005年4月以降のレバノンでなぜ政党活動が活性化したのかを探る。

1. 政治制度・体制

キリスト教マロン派 (21%, カッコ内数字は1990年の総人口に占める割合, Harris [1999: 84] 推計, 以下カッコ同じ), ギリシャ正教 (7%), ギリシャ・カトリック (4%), アルメニア正教 (3%), イスラーム教スンナ派 (24%), シーア派 (35%), ドゥルーズ派 (5%) といった宗派集団がモザイクのように混住するレバノンでは、建国以来、宗派主義制度 (いわゆる宗派制度, 宗派体制) という特殊な制度のもと、多極共存型民主主義 (consociational democracy, Lijphart [1977: 147-150]) 体制が敷かれてきた。1943年9月19日の国民協約 (al-Mithāq al-Waṭānī)⁽¹⁾をもって確立した同制度は、レバノンを雑多な宗派共同体からなる分節的な社会とみなし、それらを公認宗派 (現在その数は18におよぶ) に認定したうえで、人口比に従って公的ポストを配分することを原則とする。この原則のもと、独立後のレバノンではフランス委任統治時代 (1932年) の人口統計に従い、中央官庁、地方自治体、軍などのポストが各宗派に配分された。例えば、国民議会 (任期4年、現在の定数は128議席) の議席配分の比率はキリスト教徒とイスラーム教徒が6対5とされ、そのうえで各宗派に議席が振り分けられた。また大統領、首相、国民議会議長にはそれぞれ、マロン派、スンナ派、シーア派が就くことが慣例化され、その権限も人口比に応じるかたちで設定された。

宗派主義制度は1975年から1990年にかけてのレバノン内戦によってその限界を露呈した。そして1989年10月22日に国民議会議員が内戦終結後の政治・社会のありようをめぐる合意・署名した国民和解憲章（通称ターイフ合意 [“Wathīqa al-Wifāq al-Waṭani al-Lubnāni”], 1989年11月5日発効）のもと、1990年9月21日に憲法改正が行われた結果、同制度は「第二共和制」(al-jumhūrīya al-thāniya), ないしは「ターイフ体制」(niẓām al-ṭā'if) と呼ばれる政治秩序のもとに再編された。その制度的特徴は以下2点に要約できる。

第1の特徴は、「体制『そのものの』変化でなく、体制『内』変化」(change in regime, not change of regime) (el-Husseini [2004: 241]) と称される宗派主義制度の改編である。これにより、国民議会の議席、閣僚ポストなど公的ポストに占めるキリスト教徒とイスラーム教徒の割合は6対5から1対1に是正された。ターイフ合意は内戦勃発の主要な要因である宗派主義制度の廃止を「国民的・基本的目標」と掲げてはいたが、実際にはこのような若干の修正をもって同制度を温存したのである。

第2の特徴は、首相・内閣への行政権の移譲、国際条約の交渉・批准や首相指名への首相、ないしは国民議会議長の介入（同意、協議）などを通じた、大統領権限の制限である。これにより、大統領、首相、国民議会議長が権力行使を相互承認・監視し合う「トロイカ」体制が確立した⁽²⁾。

この2つの特徴は、建国以来の「厳格」な政策決定の仕組み（青山 [2008: 26]）とあいまってレバノン政治から自律性を奪った。レバノンでは、国家にとって重要度の高い法案や政策の国民議会や内閣での承認には過半数でなく3分の2以上の賛成が必要とされる。例えば、国民議会に関して、憲法第34条は通常会・臨時会の定足数と承認に必要な投票数を過半数以上としているが、第44、49、79条は、正副議長の不信任、大統領の選出、そして憲法改正を例外とし、(議員総数、ないしは定数の) 3分の2以上の賛成を要件としている⁽³⁾。他方、閣議に関して、憲法第65条第5項は閣議の定足数を3分の2以上の閣僚と定めるとともに、「憲法改正、非常事態令の発令・解除、宣戦および和平、総動員令、国際的な合意および条約、国家予算案、包括的・

長期的な開発計画、第1級公務員もしくはそれに相当する者の任命、地方行政区画の再編、国民議会の解散、選挙法案、国籍法案、家族法案、閣僚の免職」といった「基本問題」の承認には全閣僚の3分の2以上の賛成を必要とすると規定している（それ以外の承認は全閣僚の過半数以上）。また第69条第1項b.は閣僚の3分の1が不在となった場合に内閣が辞職したものとみなすとしている。

こうした制約は、これらの問題をめぐって対立が先鋭化した際の政策決定を困難にしている。後述する通り、レバノンでは、その分節的な政治構造ゆえに、いかなる政治主体も国民議会などにおいて単独で多数派となることがないため、政治主体は選挙協力や政策協調を通じて多数派を形成しようとする。だが、「基本問題」などにおいて最終的決定権を行使するには、過半数を得るだけでは不十分で、3分の2以上という圧倒的多数を確保する必要がある。一方、多数派工作に失敗し、少数派となった政治主体は、これによって決定権を完全に奪われたことにならず、「拒否権を発動できる3分の1」(thulth mu'atta'ないしは thulth dāmin) 以上のポストを確保できれば、多数派の政策を阻止し自らの意思を貫徹できるのである。

2. レバノンにおける政党

今日のレバノンにおいて、政党はオスマン帝国内の1909年8月3日に施行された法律第10830号（団体法 [Qānūn al-Jam'iyāt]）に基づき公認される⁽⁴⁾。フランスの結社法（1901年7月1日制定）をもとに作られたとされる団体法は、Ghānim [2005] が指摘する通り、政党だけでなく社会团体、文化団体にも適用され、またその法的規制はきわめて緩い。つまり、レバノンでは、いかなる団体であっても政党としての公認を受けられ、また公認の有無にかかわらず政党として活動できる。

レバノンの政党制や政党をめぐる理論研究や歴史研究は、同国がアラブ世界のなかで「唯一」民主主義体制を敷き、自由な政党活動が認められてきた

こともあり、きわめて盛んである。政党制をめぐる研究としては、Yamak [1966], Suleiman [1967], al-Khāzin [2002], el Khazen [2003] などレバノン人の著作が代表的であり、個々の政党の活動やイデオロギーに関する研究成果は膨大な量に及ぶ。これらの研究においては、レバノンの政党および政党制の特徴として主に以下3点が指摘されている。

第1に、アラブ世界においてもっとも活発な政党活動が見られるにもかかわらず、レバノンには政治学と言うところの政党制 (al-niẓām al-ḥizbī, party system) が存在しないという点である (Yamak [1966: 155], al-Khāzin [2002: 67])。レバノンでは「政治過程は、政党を基礎とするだけでなく、政党に属さない「無所属」の政治家を中心として展開する。議会制のもとで活動する[他国の] 政党と同じように権力掌握や支配を行う政党はレバノンには存在しない。にもかかわらず、政党は議会内での議論を方向づけ、政府に参加してきた」(el Khazen [2003: 605]) と指摘されてきた。

第2に、レバノンの政党が宗派主義制度によってその活動領域を限定されてきたという点である (Suleiman [1967: 288], Tachau ed. [1994: 297], el Khazen [2003: 606])。レバノンでは、宗派主義制度の採用によって「古い社会的亀裂」(old cleavages) (Barakat [1993: 48]) に基づく動員が制度化されたことで、政党は、後述する通りパトロン・クライアント関係や特定宗派(ないしは地域)への帰属意識に依存して勢力を拡大する傾向が強くなり、全国規模の活動や単独での政権掌握が事実上不可能である。

第3に、宗派主義制度や地域政治・国際政治の影響のなかで多様化していったレバノンの政党の類型化が困難であるという点である (al-Khāzin [2002: 73])。事実、先行研究においては、動員方法を基準とした類型 (小杉 [1987/1988], 末近 [2002]), イデオロギーを基準とした類型 (Shawkat [1997], Suleiman [1967]), 政治的立場を基準とした類型 (青山・末近 [2009: 42-45], al-Khāzin [2002: 73-74]), 宗派との関係を基準とした類型 (Tachau ed. [1994: 297-298]), 国民アイデンティティの位置づけを基準とした類型 (Tachau ed. [1994: 298]), 政党発生のありようを基準とした類型 (al-Khāzin [2002: 70-71], el

Khazen [2003: 606-607]), 国家との関係を基準とした類型 (al-Khāzin [2002: 71]), 小政党の下位類型化 (al-Khāzin [2002: 73]) など様々な類型化が試みられてきたが、レバノンの政党を分析するうえでどの類型化がもっとも適切なものについては研究者によって意見が異なっている (青山 [2008: 38-39, 41-42])。

以上、本項では、レバノンの政党制や政党をめぐる先行研究の指摘を概観したが、上記3つの特徴のうち、第1と第2の特徴は政党間関係を規定する最大の要因となっている。

3. 政党活動の特徴

これまでレバノンの政治制度・体制、そして政党 (政党制) の特性について見てきた。本項ではこれらを前提として展開される政党活動、すなわち末近 [2002: 184] が「連携ポリティクス」と呼ぶ政党間の協力・協調関係がどのように展開するかを、レバノンの政治構造に着目しつつ明らかにする。

末近 [2002: 184-185] や青山・末近 [2009: 14-18] が指摘する通り、レバノンの政治構造は「垂直関係」, 「水平関係」という2つの関係 (性) を基軸としている。

垂直関係は、宗派主義制度のもとで利害集団と化した宗派集団のなかで主に展開するパトロン・クライアント関係を意味する。レバノンでは、宗派性 (そして地域性) を基礎として利権誘導 (利益分配) が行われてきたが、それを主導してきたのが「ザイーム」 (za'im, アラビア語で「首領」を意味する) と呼ばれる伝統的名望家や有力政治家であった。彼らは宗派への帰属や居住地域を共有する「ザラメ」 (zalame, アラビア語のシリア・レバノン方言で「子飼い」を意味する) に国家利権を誘導・配分する見返りとして、その忠誠を得てきたのである。

これに対し水平関係は、政治の主導権を獲得するために築かれる宗派 (地域) を超えた政治主体間の協力・協調関係を意味する。本節1. の冒頭で触

れた通り、レバノンの宗派には人口構成上、過半数を超える多数派は存在せず、また各宗派はその居住地域によってさらに細分される。それゆえ、政治主体は垂直関係に基づくだけでは政治の主導権を確保できない。また宗派主義制度は宗派集団に公的ポストを硬直的に配分しているため、特定の政治主体が獲得できる権力や利権は限られている。こうした制限を解消するために構築されるのが水平関係であり、政治主体は「国民和解」(al-wifāq al-waṭānī)の原則を掲げて、他宗派(あるいは地域)の政治主体と連携することで、より多くの権力と利権を獲得しようとするのである。

しかし水平関係はレバノン内政のすべての局面において同じ力学によって規定される訳ではなく、国民議会選挙時とそれ以外の時期において異なったかたちをとり、そのことがきわめて複雑な協力・協調関係や対立関係を政治主体間にもたらしてきた。

レバノン国民議会選挙は大選挙区完全連記制を採用しており、有権者は自らが帰属する宗派以外の立候補者を含む複数の立候補者を選出する仕組みになっている⁽⁵⁾。この制度のもとで立候補者が当選を確実にするには、垂直関係に依拠して自らが帰属する宗派の支持を得るだけでは不十分で、同一選挙区内の他の宗派に対しても自身への投票を促す必要がある。ここにおいて立候補者は水平関係を駆使し、他の宗派に属する立候補者と選挙協力を行い、共同で候補者リスト(lā'iha)を作成することで互いの支持票を共有しようとする。リスト作成段階における水平関係構築の成否は、選挙区内の宗派を網羅するかどうかにかかっており、その限りにおいて、リスト内の立候補者どうしの政策の相違は無視され、政治対立がモラトリアムされることさえある。

一方、選挙時以外の水平関係においては、政策の共通性が言うまでもなく重要となる。国民議会議員のほとんどは、政党に属しているか否かにかかわらず、ブロック(kutla、議会内会派)に属して活動を行う。ブロックは、単一の政党を核として形成される場合もあれば、複数の政党(ないしは複数のブロック)や無所属議員から構成される場合もある。なお議会制民主主義体制を敷く国では通常、政党間の協力・敵対関係は選挙の前後で変化しない。

だがレバノンにおいて、リストとブロックは、その形成に際して作用する水平関係の力学が異なるがゆえ、必ずしも同一のものとはならず、リストに名を連ねていたライバルどうしが、ブロック形成時に協力関係を解消し、対立を再開することが当然視されている。

選挙時以外の水平関係はまたブロック結成後の政党活動も規定する。なぜならブロックもまた単独で多数派を形成することはなく、政治の主導権を得るにはより広範な協力関係を築く必要があるからである。シリア実効支配末期にル・ブリストル会合派、アイン・アッ=ティーナ国民会合派といった陣営が形成されたのはまさにそのためである⁽⁶⁾。このような大規模な陣営の形成においては、宗派バランスが再び大きな意味を持つ。なぜなら、特定の宗派（地域）だけで構成される陣営は、たとえ数の面で多数派になれたとしても、国民和解の原則に則っていない偏向した存在とみなされるからである。

以上、レバノンの政党活動の特徴を見たが、そこから明らかなのは、政党が宗派主義制度のもとで活動を制限されつつも、リスト、ブロック、陣営の結成やそれらへの参加を通じて、重層的な関係を織りなすことで権力を増大しようとしているという点である。

4. 権力の二元的構造の崩壊

ところで、本章が分析対象時期とする2005年以降は、シリア実効支配の終焉という政治変動を受け、レバノン史上政党活動がもっとも活発に展開された時期である。その理由を知るには、この時期に生じたレバノンをめぐる政治構造の変化に着目する必要がある。

青山・末近 [2009: 23-26, 45-52] で述べた通り、シリアのレバノン実効支配は「権力の二元的構造」とでも呼ぶべき政治構造を最大の特徴としていた。シリアのハーフィズ・アサド (Hāfīz al-Asad) 前政権 (1970~2000年) およびバッシャール・アサド (Bashshār al-Asad) 現政権 (2000年~) の政治構造と類似した仕組みを持つこの政治構造は、Şādiq [1993: 71-72] が言うところ

ころの「目に見える権力」(sulṭa zāhiriya)、「隠された権力」(sulṭa khafiya)という2つの権力が行使されることで機能していた。目に見える権力は、宗派主義制度のもとで合法的に行使される公的な権力であり、レバノン国家を構成する大統領(府)、内閣(首相、閣僚)、国民議会(議長、議員)などといった公的ポストに就く政治主体によって担われ、そこでの政治は「民主的」、「多元的」に運営されていた。しかしこの「民主性」、「多元性」は実効支配という現実を隠蔽するためのものに過ぎず、目に見える権力の担い手は何の実権も与えられなかった。これに対し、隠された権力は、レバノン国家の制度的・法的・領域的枠組みを越えて行使される非公的な権力であり、これこそが同国における「唯一にして真の権力」であった。実効支配のもとでの権力を担ったのがシリアであり、レバノンにおける国家運営や重要な政策の決定は、その絶対的指導者であるH・アサド、B・アサド両大統領とシリア政府・軍幹部によって非公的に主導されたのである。

シリアによる隠された権力の行使は、軍・治安機関のレバノン駐留やシリア人労働者の流入によるレバノンの「準入植地／準植民地」(quasi-colony) (Rabil [2001: 23]) 化といった物理的基礎のうえに成り立っていた。しかし同時に、内戦終結後のレバノンが政治的な求心力を欠き、政治主体間の不和が絶えなかったことが、「パクス・シリアーナ」(Pax Syriana) と称される状態の創出を促したことを看過すべきでない。すなわち、レバノンは宗派主義制度の外に身を置く非公的な政治主体に国家運営を委ねることで、同制度がはらむ「欠陥」とそれに起因する政治的不安定を克服してきたのである。

シリアの実効支配はH・アサド前政権時代には安定的に行われた。だがB・アサド政権発足とともに、目に見える権力の担い手(レバノンの政治主体)の間で隠された権力の担い手(シリア)との関係をめぐる格差が生じ、レバノン国内の政治対立が次第に激化すると、権力の二元的構造は揺らいでいった。この動揺は、エミール・ラフフード(Imīl Laḥḥūd)大統領(1998～2007年)の任期延長(2004年9月)へのB・アサド政権の強引な介入に異議を唱えるかたちで、国際社会(米仏が主導する国連)がレバノンとシリアへの内

政干渉を強めたことで助長された。そしてハリリー元首相暗殺事件を機に発生した独立インティファダによって、2005年4月に駐留シリア軍は完全撤退を余儀なくされ、権力の二元的構造は瓦解した（青山 [2005b], 青山・末近 [2009: 67-88]）。

権力の二元的構造の瓦解はレバノン内政に2つの変化をもたらした。第1に、レバノンの政治主体がシリア（そしてレバノン）の軍・治安機関などの監視・抑圧を受けることなく活動を展開できるようになった点である。この点こそ、本章でとりあげる2005年4月以降の時期にレバノンの政党活動の活性化がもたらされた最大の要因である。第2に、第二共和制下のレバノンに政治的安定性を付与してきた非公的な政治主体が失われた（ないしはその影響力が著しく低下した）点である。これによりレバノンでは、宗派主義制度の制度的欠陥が露呈し、徐々に政治が不安定化していくことになる。

第2節 政党活動の活性化がもたらす内政麻痺

2005年4月から2008年5月にかけてのレバノン内政は、政党間関係のありようを異にする4つの局面に大分できる。本節では各項においてそれぞれの局面を詳しく分析し、宗派主義制度が政党活動のなかでいかに「利用」されていったのかを精査する。すなわち、選挙時の力学のもとで構築された政党間の勢力均衡が実際の政治のなかで揺らぎ、内政麻痺をもたらした後、最終的に武力衝突を招くまでの経緯を詳しく見ることにする。

1. 第1局面（2005年4月～2005年12月）——国民議会と内閣における呉越同舟——

第1局面は駐留シリア軍が撤退した2005年4月から内閣が麻痺状態に陥る2005年12月までの時期で、第17期国民議会選挙と第1次ファード・スィニュー

ーラ (Fu'ād al-Sinyūra) 内閣の組閣が行われた。同局面は、前述した選挙時の力学に基づいて政党間の選挙協力が行われた点と、これによって確定した政党間の勢力均衡が、実際の政治のなかで徐々に揺らいでいった点を特徴とする。

2005年5月から6月にかけて実施された第17期国民議会選挙は、駐留シリア軍撤退後初の政治的イベントであり、「主権、独立、民主主義、自由」といった「独立インティファダ」の精神を内外に誇示するため、この時期に争点となっていた問題の是非が問われて然るべきだった。選挙直前のレバノンでは、国連主導によるハリリー元首相暗殺事件の調査、同事件の裁判を目的とするレバノン特別法廷の開設、駐留シリア軍の完全撤退などの是非をめぐって、これらを強く求めるル・プリストル会合派と、この動きに反対するアイン・アッ=ティーナ国民会合派が対立しており、それゆえ選挙はこの2つの陣営の勝敗を決する場となるのが自然の成り行きであるかに思えた。

しかし選挙を規定したのは政策に基づく対立軸ではなく、選挙時の力学であった。選挙戦では、ル・プリストル会合派を主導するムスタクバル潮流、進歩社会主義党と、アイン・アッ=ティーナ国民会合派を率いるアマル運動、ヒズブラーが政策面での相違を度外視して「四者同盟」と称される選挙同盟を結び、現有議席の維持（ないしは微増）に甘んじたのである。また「四者同盟」から排除された自由国民潮流も、ル・プリストル会合派、アイン・アッ=ティーナ国民会合派の弱小組織や無所属の個人と選挙協力をを行い、議席の確保をめざした。2005年5月28日、6月5日、12日、19日に行われた投票の結果、「四者同盟」が主導するリストが107議席を、自由国民潮流が主導するリストが21議席を獲得し、それ以外の組織・個人は議会から排除された（青山 [2005a, 2006], 青山・末近 [2007: 99, 109-114]）。

第17期国民議会選挙が終わると、リストは解体され、ブロックにとって代わられた。そしてこのブロックが政策に基づいて、3月14日勢力、3月8日勢力⁽⁷⁾、変化改革ブロックという3つの陣営を形成した。3月14日勢力は、ムスタクバル・ブロック（ムスタクバル潮流を中心とするブロック）、民主会合

ブロック（進歩社会主義党を中心とするブロック）、レバノン軍団などからなり、ル・ブリストル会合派の政策を継承した。3月8日勢力は、開発解放ブロック（アマル運動を中心とするブロック）、抵抗への忠誠ブロック（ヒズブラーを中心とするブロック）が指導し、アイン・アッ=ティーナ国民会合派の政策を踏襲した。変化改革ブロックは、自由国民潮流が指導する複合的ブロックで、「四者同盟」から排除された組織・個人を包摂し、政治改革や汚職撲滅を訴えた。これら3陣営のうち、3月14日勢力は72議席を有し、多数派をなしてはいたが、3分の2以上の議席を占めておらず、国政における最終決定権を手中に収めていなかった。これに対し、3月8日勢力と変化改革ブロックは、それぞれ35、21議席と「拒否権を発動できる3分の1」以上の議席には達しておらず、多数派の決定を覆すことができなかった（表1を参照）。

一方、国民議会議長の人事と組閣は、議会が政策を基礎とするブロックによって勢力分けされたにもかかわらず、選挙時の力学に従い、「四者同盟」によって主導された。一般的に議会制を敷く国において、国会議長は議会内の最大勢力から選出される。だがレバノンにおいて、同職はシーア派に割り当てられているため、11人のシーア派議員を擁するアマル運動（開発解放ブロック）のナビーフ・ビッリー（Nabīh Birrī）議長が再任され、議会運営の主導権は3月8日勢力に握られたのである。これに対して第1次スィニユーラ内閣（24閣僚）は、表2に示した通り3月14日勢力と3月8日勢力のメンバーによって構成された。このうち3月14日勢力は16閣僚を確保し、無所属で親3月14日勢力の2閣僚と合わせると「基本問題」の承認に必要な3分の2以上に達した。一方、3月8日勢力は5閣僚（無所属で親3月8日勢力の1閣僚を加えて6閣僚）を確保したに過ぎなかったが、シーア派閣僚5ポストを独占しており、そのことが後述するように、イスラーム教徒とキリスト教徒の閣僚を同数にすることを定めた憲法第95条との関連で内閣の機能不全をもたらす原因となった。

2005年4月以降のレバノン内政は当初の予想とは裏腹に比較的安定した。その理由は、内戦のトラウマや国際社会の圧力が政治対立の激化を抑止した

表2 スイニニューラ内閣の構成

陣営	組織・党派	宗派	閣僚氏名
3月14日 勢力	ムスタクバル潮流 (ムスタクバル・ブロック)	宗派	第1次スイニニューラ内閣 (2005年7月発足)
		スナ派	第2次スイニニューラ内閣 (2008年8月発足)
		マロン派	フアード・スイニニューラ首相 ムハンマド・シャタフ財務大臣 バビヤ・ハリリー教育・高等教育大臣 ^(a) ハーリド・カッパバーニー国家大臣
		ギリシヤ・カトリック	ジハード・アズウール財務大臣
		アルメニア正教	ミシエール・フィラルアウン国民議会担当国家大臣 ^(a)
		プロテスタント	ジャヤン・オガースービヤーン行政改革担当国家大臣
		ドゥルーズ派	サーミー・ハッター経済通商大臣
		ギリシヤ・カトリック	ガーズイー・アリーデー情報大臣 ^(a) マルワーン・ハマータ通信郵便大臣 ^(a)
		マロン派	ニウマ・トウウマ難民大臣 ^(a)
		ギリシヤ正教	ジョゼフ・サルキース観光大臣
		レバノン軍団	アントワーン・カラム環境大臣
		クルナト・シヤフワーニン組合	イブラーヒーム・ナッジャール法務大臣 (親レバノン軍団)
		トリボリ無所属 ブロック	ライムーン・アウダ難民大臣 (親レバノン軍団)
		レバノン・カタリーブ党/ カタリーブ改革運動	ナエライ・ムアウワド社会問題大臣 ^(a)
民主刷新運動	ムハンマド・サファデー公共事業運輸大臣 ^(a)		
無所属	ピエール・ジュマイイル工業大臣 ^{(a)(c)}		
	イリー・マールーニー観光大臣		
	ナスィーブ・ラフフワード国家大臣 ^(a)		
	ターリク・ミトリ情報大臣		

3月8日 勢力	アマール運動(抵抗開発ブロック)	シーア派	タラール・サーヒリー農業大臣 ^(d) ムハンマド・ハリーフ保健大臣 ^(d) ファウズイー・サルーフ外務在外居住者大臣(親アマール運動) ^(d) ムハンマド・フナイシ電力水資源大臣 ^{(a)(d)} トウラード・ハマータ労働大臣 ^(d)	ガーズイー・ズアテイテイル工業大臣 ^(a) ムハンマド・ハリーフ保健大臣 ファウズイー・サルーフ外務在外居住者大臣(親アマール運動) ムハンマド・フナイシ労働大臣 ^(a)
	ヒズブッラー(抵抗の忠誠ブロック)	シーア派	ムハンマド・フナイシ電力水資源大臣 ^{(a)(d)} トウラード・ハマータ労働大臣 ^(d)	マリオ・アウン社会問題大臣 ジユアラーン・バーズイール通信大臣 イサラム・アブー・ジャムラ副首相 イリヤース・スカーフ農業大臣 ^(a)
	自由国民潮流(変化改革ブロック)	マロン派	—	—
	人民アロクック変化改革ブロック)	ギリシヤ正教	—	—
	ターシュナーク党(変化改革ブロック)	ギリシヤ・カトリック	—	—
	レバノン民主党	アルメニア正教	—	—
	シリア民族社会党	シーア派	—	—
無所属	無所属	スンナ派	—	—
		シーア派	—	—
		マロン派	シヤル・リズク法務大臣(親ラフフード大統領、のちに親3月14日勢力)	イブラヒム・シヤムスッテイーン行政改革担当国家大臣(親3月14日勢力) ズィヤード・バルード内務地方行政大臣(親スライマーン大統領)
		ギリシヤ正教	イリヤース・ムッタル副首相・国防大臣(親3月14日勢力) ヤアクープ・サルーフ環境大臣(親3月8日勢力) ^(f)	ユースフ・タクラウ国家大臣(親スライマーン大統領) イリヤース・ムッタル国防大臣(親3月14日勢力)

(出所) 青山 [2006: 290]、青山・末近 [2007: 120-122]、「中東の民主化データーベース」[2008]、NNA, November 11, 13, 2006: <http://www.pcm.gov.lb/Cultures/ar-LB/default.htm> (2006年10月アクセス) ; <http://www.pcm.gov.lb/Cultures/ar-LB/Mennu/> (2007年8月アクセス)、<http://www.yabeyrouth.com/pages/index1484.htm> (2006年10月アクセス) をもとに筆者作成。

(注) (a)国民議会議員。

(b)2006年2月5日にペイルートで発生した預言者ムハンマド風刺画抗議デモの暴動化の責任をとって、同日に辞表を提出。2006年11月21日のジュマイール工業大臣の暗殺後、治安態勢建て直しのために同年11月23日に復職。

(c)2006年11月21日に暗殺。

(d)2006年11月13日に辞表を提出。

(f)2006年11月11日、協議の決裂を受けて、辞表を提出。

ためだと考えられる。しかし、時間の経過とともに、3月14日勢力と3月8日勢力の対立は徐々に深まり、12月12日のジュブラーン・トゥワイニー議員（クルナト・シャフワーン会合）暗殺を機に、レバノン特別法廷の開設をめぐる両陣営の意見の相違が深刻さを増していった（青山・末近 [2009: 154-156]）。

2. 第2局面（2005年12月～2006年11月）——政策に基づく政党間関係の再編——

第2局面は内閣が麻痺状態に陥った2005年12月から3月8日勢力の倒閣運動が始まった2006年11月までであり、政策に基づき政党間関係が再編された点と、この再編によって先鋭化した対立の打開が試みられた点を特徴とする。

第17期国民議会選挙以来の政党間関係は、3月8日勢力を主導するヒズブッラーと変化改革ブロックを率いる自由国民潮流のイニシアチブのもとにその再編が進められた。両組織は駐留シリア軍が完全撤退する以前は対照的な政治的立場をとっていた。前者はシリアの実効支配を是認し、シリアを後ろ盾として政治的影響力を増大させていた。一方、後者は、シリア軍駐留やレジスタンスの武器保有に一貫して反対し、また「独立インティファダ」ではル・ブリストル会合派に与した。だが第1次スィニューラ内閣が麻痺状態に陥ると、両組織は3月14日勢力に対する自身の影響力強化という共通の目標のもとに歩み寄り、2006年2月6日、「ヒズブッラー・自由国民潮流相互理解共同文書」（*Hizb Allāh and al-Tayyār al-Waṭanī al-Hurr* [2006]）を調印した。同文書において、ヒズブッラーはシリアの実効支配を是認していた過去の決別を宣言し、自由国民潮流はこれまで否定してきたヒズブッラーの武器保有を認めた。これを機に、変化改革ブロックが3月8日勢力に合流し、レバノン内政の対立構図は3月8日勢力対3月14日勢力という二極対立に変化した（表1を参照）。

この再編により、3月8日勢力は3月14日勢力に対して4つの点で優勢に立った。第1に国民議会での「拒否権を発動できる3分の1」以上の議席の

確保である。変化改革ブロックの合流によって56議席を擁することになった3月8日勢力は、「基本問題」の採決に自らの意思を貫徹させることが可能となった。第2に国民和解に向けた意思表示である。3月14日勢力が主導する第1次スィニューラ内閣がその発足時に変化改革ブロックを排除したのとは対照的に（青山 [2006: 288-289]），3月8日勢力と変化改革ブロックはその糾合をもって「和解」を演出することで自らの正統性を誇示するようになった。第3に宗派網羅性の拡充である。第17期国民議会発足当初の3月8日勢力の議員の宗派構成は、表1からも明らかな通りシーア派に特化していたが、議会で最大のキリスト教徒議員を有する自由国民潮流を包摂することで3月14日勢力と互角に対峙できるようになった⁽⁸⁾。第4に動員力の増大である。現下のレバノンにおいて、垂直関係以外の動員チャンネルを通じて勢力伸張に成功した政党として、レバノン内戦後の復興事業を通じて台頭したムスタクバル潮流、シリア実効支配に一貫して異議を唱えることで支持者を獲得した自由国民潮流、そして対イスラエル・レジスタンス運動をレゾンデートルとするヒズブラーをあげることができる（青山・末近 [2009: 18]，Salem [1991]）。このうち後二者の動員力を得た3月8日勢力は、これまで以上に大規模な示威行動を行えるようになった。とりわけ、2006年夏のレバノン紛争でヒズブラーが指導したレジスタンス運動に国民が共感し、3月14日勢力が主導する第1次スィニューラ内閣の無力への不満が高まるなか、3月8日勢力の動員力はより確固たるものとなった。

3月8日勢力の台頭は国内の政治対立を激化させた。だが3月14日勢力と3月8日勢力が事態の打開を試みなかった訳ではない。2007年3月2日から6月29日にかけて、彼らは国民対話会合の名のもとに協議を重ね、問題解決の糸口を模索した。国民対話会合は、ビッリー国民議会議長のイニシアチブのもとに発足し、14グループ⁽⁹⁾の代表者が参加した会合で、ハリリー元首相暗殺事件の調査・裁判への対応、シリアとの関係、大統領進退問題などといった懸案への対応を協議し、合意形成にいたることを目的とした。同会合の存在、およびそこでの議論や合意は、何らの法的・制度的根拠にも基づか

ない非公的なものであった。だがそれは、内政が麻痺状態に陥るなかで、内閣や国民議会に代わって国家運営や政策決定を行う、ないしは内閣や国民議会で承認・実施する政策をあらかじめ決定するための超法規的な機関として認知された。

しかし国民対話会合は2つの点で国内の不安定を根本的に解決し得なかった。第1に、法的・制度的な枠組みを超えた国民対話会合のありようがレバノンを実効支配してきたシリアと何ら変わらず、そうした非公的・超越的な機関の再生産が現下の政治的不安定の最大の要因である宗派主義制度に延命につながるといえる点である。第2に、同会合が宗派主義制度を反映した分節的な構成を持っていたがゆえ、国民議会や内閣での対立の縮図となったという点である。こうした事情ゆえ、国民対話会合は、国内の諸問題に関して何らの具体的な解決策も提示できないまま、「合意に達しないことを合意」(*al-Hayāt*, May 17, 2006)し、最終的にはレバノン紛争勃発とともに中断を余儀なくされた。

3. 第3局面 (2006年11月～2007年11月)

——内閣の機能不全と治安悪化——

第3局面は3月8日勢力の倒閣運動が始まった2006年11月からラッフォード大統領の任期が終了する2007年11月までであり、3月8日勢力の決起によって、3月14日勢力が主導する第1次スィニューラ内閣が機能不全に追い込まれた点と、両陣営の支持者による散発的な衝突などによって治安が悪化した点を特徴とする。

第1次スィニューラ内閣の機能不全は、レバノン紛争停戦後に国民対話会合の後身として開催された協議 (*al-tashāwur*) の決裂の結果もたらされた。協議は、国民対話会合に出席した14グループの代表者の出席のもと、2006年11月6日から11日にかけて4回にわたって開催されたが、そこでの議論は何の進展も見せなかった。主催者であるビッリー国民議会議長の提案のもと、

協議では挙国一致内閣発足と選挙法改正をめぐる合意形成がめざされるはずだった。だが国民議会の議席配分に応じて「拒否権を発動できる3分の1」以上の閣僚ポストを要求する3月8日勢力と、これに抗して内閣での主導権を維持しようとする3月14日勢力が歩み寄ることはなかった。そればかりか、懸案問題の解決の順序をめぐっても、挙国一致内閣発足、選挙法改正、任期終了前の国民議会選挙の実施、大統領進退問題の決着という順序での解決をめざす前者と、大統領進退問題の決着、挙国一致内閣発足、選挙法改正、日経通りの国民議会選挙という順序を主張する後者は対立した。

協議の決裂を受け、3月8日勢力は第1次スィニューラ内閣を機能不全に陥れるための2つの実力行使に踏み切った。第1に2006年11月11、13日のアマル運動とヒズブラーの閣僚5人と親ラッファード大統領の閣僚1人の辞表提出である。この辞職は、憲法第69条第1項b.に基づいて第1次スィニューラ内閣を総辞職に追い込むには不十分だった。だが6閣僚がシア派閣僚全員(5人)を含んでいたため、内閣は「宗派は組閣において公正に代表される」と定めた憲法第95条に抵触することになった。スィニューラ首相(そして3月14日勢力)は辞表の受理を拒否し宗派バランスが維持されていると主張したが、3月8日勢力は内閣を「非合法」、「違憲」と断じ、機能不全に追い込んだのである。第2に挙国一致内閣発足と「拒否権を発動できる3分の1」以上の閣僚ポストの確保を目的とした示威行動の開始である。11月30日、3月8日勢力は「レバノン国民反政府」(al-mu'āraḍa al-waṭaniya al-lubnāniya)と銘打ち、ベイルート市内の首相府前での100万人規模の大規模集会、ゼネスト、主要幹線道路の封鎖、ベイルート中心部での数百張のテント設営と座り込みなどを行った(青山・末近 [2009: 214])。

しかし「レバノン国民反政府」は、2006年11月23日のピエール・ジュマイル工業大臣(レバノン・カタール党、11月21日暗殺)追悼集会で数十万の支持者をベイルートに動員し力を誇示していた3月14日勢力との緊張を一気に高め、双方の支持者の衝突をもたらした。12月3日、ベイルート西部での商店焼き討ちをきっかけに衝突が起り、1人が死亡、20人以上が負傷した。

また3月8日勢力がゼネストを行った2007年1月23日には、ベイルートなどで3人が死亡、130人以上が負傷、1月25日には、ベイルート・アラブ大学構内で両陣営の小競り合いが民兵を巻き込んだ銃撃戦に発展し、4人が死亡、約160人が負傷した。これらの衝突は双方の自制によって収束したが、これ以降両陣営は事実上の没交渉に陥った¹⁰⁰。こうして悪化した国内治安は、2007年5月から9月にかけてトリポリ郊外のナフル・アル＝バーリド・パレスチナ難民キャンプで発生したファタハ・イスラームと国軍の戦闘によってさらに揺らぎ（青山 [2007a]）、レバノン国内外では内戦再発が懸念されるようになった。

4. 第4局面（2007年11月～2008年5月）——「均衡崩壊」——

第4局面は、ラッフード大統領の任期が終了した2006年11月からドーハ合意が結ばれる2008年5月までであり、大統領不在という「憲政上の真空」（al-farāgh al-dustūrī）のなかで3月14日勢力と3月8日勢力の対立が事実上の内戦に発展した点と、この内戦の結果として3月8日勢力の優位が確定した点を特徴とする。

ラッフード大統領の後任の人選とその選出方法は、2007年半ば以降の内政における最大の争点となった。この対立を有利に進めたのは3月8日勢力だった。3月8日勢力は定数の3分の2以上の議員の出席と信任による新大統領の選出を求め、ピッリー国民議会議長が大統領選出のための特別会の招集を猶予する一方、次期大統領候補として国民からもっとも高い支持を受けていた（Saad [2007]）自由国民潮流代表のミシェル・アウン元国軍司令官を後援した。これに対し、3月14日勢力は憲法第49条の特例規定（注3を参照）の遵守を求め、単独での（過半数の信任による）新大統領選出をめざそうとしたが、陣営内（トリポリ無所属ブロック）から異論が出され、強硬な姿勢をとれずにいた。また次期大統領候補の一本化も順調には進まず、ブトルス・ハルブ議員（クルナト・シャフワーン会合代表）、ロベール・ガーニム議員（親

ムスタクバル・ブロック)、ナスィーブ・ラフフード前議員(民主刷新運動代表)が次々と出馬を表明した。こうしたなか、後任人事は延々として進まず、11月24日、ラフフード大統領は任期を終え、バアブダー市の大統領宮殿を後にした。

これにより「憲政上の真空」が生じると、3月14日勢力と3月8日勢力は事態の打開に向けて迅速に対応した。両陣営は2007年11月末までに、ファタハ・イスラームとの戦闘で国民の支持を集め、政治的に中立の立場をとっていたミシェル・スライマーン(Mishāl Sulaymān)国軍司令官を統一候補とすることで一致した。しかし両陣営は2つの点をめぐって対立を続けた。

第1に大統領選出方法、具体的には、大統領不在時の憲法第49条(第1級公務員の大統領就任の禁止)改正の是非と、憲法第62条(大統領不在時の内閣による同職の代行)、第74条(大統領不在時の国民議会における大統領選挙のための特別会招集の最優先化)、第76条(大統領の提案に基づく内閣の憲法改正案の国民議会への提出)、第77条(国民議会議員による憲法改正提案と、内閣での法案化を経た後の議会での採決)の解釈をめぐる対立である。この点に関して、3月14日勢力は、①憲法第62条に則った内閣による大統領権限の代行と憲法改正の提案、ないしは第76条に則った同陣営議員による憲法改正の提案、②内閣での同提案の法案化、③国民議会での採決、という手続きを踏もうとした。これに対し、3月8日勢力は、憲法第74条のもとでは大統領不在時に憲法改正のための臨時会を招集できず、現行憲法のもとでスライマーン国軍司令官を大統領に選出し、その法的整合性については「憲政上の真空」が解消したのちに判断されるべきだと主張し、内閣を決定プロセスから排除しようとした¹¹⁾。

第2に、大統領選出、挙国一致内閣発足、国民議会のための選挙法改正といった懸案問題の解決の手順をめぐる対立である。これに関して3月14日勢力は、大統領の選出を最優先課題と位置づけ、それ以外の問題の議論を先送りしようとした。しかし3月8日勢力は、これら3つの問題が「パッケージ」(salla mutakāmila)として合意されるべきだと主張し、新内閣での「拒否

権を発動できる3分の1」以上の閣僚ポストの確保と自らにとって有利な選挙区画定、すなわち1960年選挙法（1960年4月26日法律第18号）に基づいた郡単位の選挙区画定をめざした。

3月14日勢力と3月8日勢力が没交渉に陥るなか、対立は両陣営を支援する諸外国、とりわけ前者を支援するフランス、サウジアラビア、エジプト、アラブ連盟と、後者と戦略的パートナーシップを結ぶシリアを巻き込んだかたちで展開した。これらの国々の「レバノンをめぐる戦い」(struggle for Lebanon)の経緯については紙面の制約上ここでは詳述を控えるが、2007年12月末までにフランスが仲介を断念し、サウジアラビアやエジプトの攻勢に陰りが見えると、シリアが再び発言権を増していった(青山・末近[2009: 241-242])。2008年1月5日、アラブ連盟緊急外相会議は全回一致で声明(アラブ連盟2007年1月5日声明第113号)を発表し、①憲法に則ったスライマーン国軍司令官の大統領への即時選出、②「いかなる勢力も[閣議]決定において優先権、拒否権を持たず、優先権の有無は大統領に帰する…挙国一致内閣」発足の即時合意、③大統領選挙および内閣発足後の国民議会選挙法改正のための行動の開始、の3点を骨子とする仲介案を提示した。このうち②をめぐって、アムルー・ムーサー事務局長が「与党13人、野党10人、大統領派7人」(League of Arab States [2008])からなる内閣の発足を意味するとの解釈を示し、3月14日勢力寄りの姿勢を示すと、シリアは「与野党および大統領派による閣僚ポストの均等配分[与党10人、野党10人、大統領派10人]」(*al-Hayāt*, January 29, 2008)と理解していると反論し、「拒否権を発動できる3分の1」以上の閣僚ポストを獲得できない場合は大統領派を含む3陣営で閣僚ポストを均等に配分すべき」(*al-Hayāt*, January 19, 2007)と主張する3月8日勢力の「代弁者」としての役割を演じたのである。

諸外国を巻き込んだ対立は最終的には3月8日勢力と3月14日勢力による暴力の応酬に発展した。2008年5月5日、第1次スニニューラ内閣がヒズブッラーによって敷設された通信網閉鎖のための調査と、同組織によるベイルート国際空港街道沿いの監視カメラ設置を許可した治安責任者の解任を閣議

決定すると、3月8日勢力が猛反発した。そして5月7日、親3月8日勢力寄りの労働総同盟が賃上げ要求のためのゼネストを断行したのをきっかけに、バイルート、アレイ、シューフ、トリポリ、アッカール、サイダーなどでヒズブッラー、アマル運動とムスタクバル潮流、進歩社会主義党の支持者・民兵どうしが激しく交戦し、80人以上が死亡、200人以上が負傷した。「均衡崩壊」(kasr al-tawāzun) (*al-Ḥayāt*, May 12, 2008) と呼ばれた戦闘では、装備の面で上回る3月8日勢力の支持者・民兵が、バイルート国際空港やムスタクバル潮流の地盤であるバイルート西部の占拠、進歩社会主義党の地盤であるアレイへの砲撃などを通じて3月14日勢力を制圧した。これに対して3月14日勢力は、第1次スィニューラ内閣が5月10日、戦闘の発端となった2つの閣議決定を撤回するなど、3月8日勢力の攻勢を前になす術がなかった。

3月8日勢力の優位のもと、2008年5月15日、アラブ連盟閣僚委員会の仲介により両陣営は停戦に合意し、「均衡崩壊」の戦いは終わった。そして17日からカタルのドーハで11グループ¹²⁾の代表が参加し、国民対話会合が開催され、21日、全会一致により、①スライマーン国軍司令官の大統領選出を例外的な現下において憲法上もっとも理想的な措置として実施、②与党16人、野党11人、大統領派3人の閣僚から構成される挙国一致内閣の発足、③1960年選挙法に則り、郡を単位とする選挙区の再編、という3点を骨子とする「ドーハ合意」が結ばれた(全文は*al-Ḥayāt*, May 22, 2007を参照)。これに基づき、5月25日、国民議会特別会が招集され、スライマーン司令官が圧倒的多数(信任票118, 白票6, 無効票3¹³⁾, 欠員1)で大統領に選出され、同日中に就任演説を行い正式に就任した。続く28日、スライマーン大統領の指名と国民議会の承認(3月14日勢力の議員68人が信任、3月8日勢力の議員59人が不信任, 欠員1)を受け、スィニューラ首相が組閣を開始した。組閣人事は、各省大臣のポストや宗派の配分をめぐる3月8日勢力と3月14日勢力の対立、そして3月14日勢力内の対立によって難航したが¹⁴⁾、7月11日に第2次スィニューラ挙国一致内閣が発足し、8月12日に国民議会で承認(信任100, 不信任5, 棄権2, 欠席20, 欠員1)された(表2, 「中東の民主化データベース」

[2008] を参照)。

ドーハ合意は「勝者なく敗者なし」(lā ghālib, lā maghlūb) の原則のもとに作成されてはいたが、その内容は以下2つの点で3月8日勢力の優位を認めるものであった。第1に大統領選挙が憲法改正を経ずに「例外的」に実施されたことで、3月14日勢力が主導してきた第1次スィニユーラ内閣が政策決定過程から排除された点である。第2に第2次スィニユーラ挙国一致内閣において3月8日勢力が「拒否権を発動できる3分の1」以上の閣僚ポストを確保した点である。これにより、3月8日勢力は、内閣における発言力の強化という2006年2月の「ヒズブラー・自由国民潮流相互理解共同文書」署名以来の政治目標を達成し、政治の主導権を獲得したのである。

おわりに

以上本章では、レバノンにおける政治体制・制度の特性、政党活動の特徴、そして2005年4月から2008年5月にかけての政治の動静を精査してきた。そしてそこから以下2つの事実が明らかになった。

第1に、宗派主義制度という特異な政治制度・体制のもとで、政党活動、とりわけ政党間関係が重層的且つ複雑に展開するという点である。本章で見えてきたリスト、ブロック、陣営の結成・再編は、多数派の存在と少数派の排除を許さない制度的制約のもとで政党が必然的に採用する戦略であり、時として政策の相違さえも度外視した水平関係に依拠することなしに、レバノンの政治主体は政治に実質的に参加できないのである。第2に、政党(ないしはブロック、陣営)間の対立と権力闘争が、宗派主義制度を前提とするレバノン国家そのものの制度的「欠陥」に起因しているという点である。すなわち、シリア実効支配の終焉という政治変動によって、レバノン内政に安定性を付与してきた政治構造が崩壊し、宗派主義制度が自律性を欠いたまま機能したことが、内戦状態を再発させるほどまでに政党活動を活性化させてしま

ったのである。しかも、対立の結果として確立した3月8日勢力の優位は、同勢力が宗派に基づくポスト配分の硬直性や「拒否権を発動できる3分の1」の効力といった宗派主義制度の「欠陥」を逆手にとって利用したからであった。

以上2つの事実を踏まえると、宗派主義制度がレバノン政治にいかなる弊害をもたらしているのかが改めて明らかになる。第1節1.で述べた通り、レバノンおよび同国を包摂する東アラブ地域は、様々な宗教・宗派集団や民族・エスニック集団が混住する点を特徴とするが、そこではモザイク社会を構成する雑多な集団や個人の共存共栄をめざして主に2つの思想・政治潮流が興隆したことは広く知られている（青山・末近 [2009: 5-9]）。第1の潮流は、宗教・宗派集団や民族・エスニック集団の間の亀裂を超克し、アラブ性（アラビア語を母語とするアラブ人としての意識）をもって社会の統合をめざすアラブ民族主義である。アラブ民族主義は1950年代と1960年代にアラブ地域全土で高揚し、エジプト、シリア、イラクなどでの「革命」運動の理論的根拠となった。だがこれらの国々の政権がその権威主義的な支配を正統化するための道具としてアラブ民族主義を利用するにいたり、その威信と信頼は地に墜ちていった。

これに対し、モザイク社会における共存共栄をめざす第2の潮流が、本章で取り上げた宗派主義であり、そこでは宗教・宗派集団の異質性を尊重したかたちで多元的社会の実現が是とされた。宗派主義は、1950年代にレバノンが経済的繁栄を享受するなか、多極共存型民主主義の成功を支える制度として注目を浴びた。しかしそこには、多元的社会の実現という理想とは異なるもう一つの「機能」が埋め込まれていた。その機能とは、19世紀半ば以来、アラブ社会内の宗教・宗派、民族・エスニック集団間の亀裂を強調し、その分断を図ることで、経済的、政治的、さらには文化的な従属をめざす「東方的問題のアプローチ」とでも呼ぶべき政治干渉を保障する機能であり、フランス委任統治時代に制度として確立した宗派主義にとって宿命でもあった。すなわち、宗派主義制度は、レバノンにおける宗教・宗派の多元性を尊重する

一方で、社会内対立や政治的不和を助長し、国民統合を阻害するとともに、国家を機能不全に陥れる。そしてそのことが、レバノンの政治主体に「レバノンにおける国民和解」や「中東地域における安定」といったプロパガンダを掲げる（外国）勢力の内政干渉を余儀なくさせるのである。むろん、こうした悪循環を解消しようとする試みがレバノン内外から起こらなかったわけではない。その典型が15年に及ぶレバノン内戦の末に成立・発効したターイフ合意である。しかし、宗派主義制度の廃止と同制度に起因する対立の解消を目標とするこうした試みは、宗派主義制度がひとたび採用され、社会が硬直的に分節化されてしまった後では、同制度のルールによって制約され、有名無実と化してしまうのである。

ドーハ合意に基づく大統領選出と挙国一致内閣発足後、レバノン国内では同合意に従って懸案問題への対処が開始されたが、その前途は多難である。前述の通り、組閣人事は1カ月半にわたり難航し、また選挙法に関しては、ドーハ合意で画定していたはずの選挙区割をめぐって両陣営が対立を再燃させた。レバノンでは2009年6月7日に第18期国民議会選挙が予定されており、本章が公刊される頃には、同国は新たな政党間関係のもとに置かれているかもしれない。だが、「均衡崩壊」以降も、北部県やベカーア県などで3月14日勢力と3月8日勢力の支持者どうしの衝突やファタハ・イスラームによるとされる「テロ」が繰り返されており、レバノン政治は依然として予断を許さない。

こうした混乱の継続は、「均衡崩壊」の戦いで3月8日勢力の勝利にもかかわらず、宗派主義制度が3月14日勢力の完全排除を許さなかったことが最大の原因である。3月8日勢力が宗派・地域網羅的な構成、動員力、軍事力などの点において国家に相当する規模と拡がりを持つにもかかわらず、レバノン政治を完全に掌握し得ないのは、政敵を国家運営や政策決定のプロセスに参加させることを是とする国民和解の原則に依拠して権力を伸張してきたからである。彼らがこのように欠陥含みの宗派主義制度に「寄生」するかたちで政治的営為を行う限りにおいて、混乱は再生産され続けるだろう。

[注] _____

- (1) 国民協約の詳細については青山・末近 [2007: 12] を参照。
- (2) なお第二共和制、ないしはターイフ体制は上記2つの制度的特徴のほか、レジスタンスによる特例的な武器保有の是認、シリアによる実効支配という2つの特徴を有している。詳細については青山・末近 [2007: 14-18] を参照。
- (3) ただし憲法第49条は、大統領選挙の第1回投票で3分の2以上の信任が得られない場合、過半数以上をもって信任されると規定している。
- (4) 団体法の詳細については青山 [2008: 16, 19-20] を参照。
- (5) 国民議会の選挙区画については青山・末近 [2007: 94-97] を参照。
- (6) ル・プリストル会合派、アイン・アッ=ティーナ国民会合派については青山 [2005b, 2006] を参照。
- (7) 3月14日勢力と3月8日勢力の名前はそれぞれが最初に実施した大規模デモの日付に由来している。すなわち、3月14日勢力はハリリー前首相暗殺の1カ月後にあたる2005年3月14日にベイルート市内の殉教者広場で100万人規模の追悼集会を実施し、また3月8日勢力は、この集会の6日前の3月8日、ベイルート市内のリヤード・スルフ広場で欧米諸国のレバノン内政への干渉とシリアとの関係重視を呼びかけた数十万人規模のデモを実施し、その存在を誇示した。
- (8) むろん、3月8日勢力の宗派構成は依然としてスンナ派やドゥルーズ派の代表性を欠いていた。だがこうした状況を克服するべく、同勢力はウマル・カラーミー元首相、ファトヒー・ヤカン元議員など北部県のスンナ派指導者、タラル・アルスラーン元難民大臣といったドゥルーズ派指導者を発足当初からメンバーとして擁することで、スンナ派の代表性を補完していた。
- (9) 国民対話会合に参加した14グループは以下の通り——①開発解放ブロック、②第1次スイニユーラ内閣（3月14日勢力閣僚）、③ムスタクバル・ブロック、④民主会合ブロック、⑤変化改革ブロック（自由国民潮流）、⑥レバノン軍団、⑦ヒズブッラー、⑧レバノン・カターイブ党、⑨トリポリ無所属ブロック、⑩人民ブロック、⑪クルナト・シャフワーン会合、⑫ギリシャ正教徒（3月14日勢力）、⑬ギリシャ正教徒（3月8日勢力）、⑭アルメニア教徒議員（青山・末近 [2009: 160] を参照）。
- (10) 3月14日勢力と3月8日勢力の対立を打開するため、2006年12月にはアラブ連盟が、2007年7月にはフランスが仲介を試みたが、成果をもたらすことはなかった。
- (11) 憲法第74条に関するこの解釈は、3月8日勢力が案出したのではなく、ムスタクバル潮流のパヒージュ・タッパハラ議員（元法務大臣）によるものであった（*Daily Star*, November 28, 2007）。
- (12) 出席した11グループは以下の通り——①アマル運動、②ムスタクバル潮流、

- ③第1次スィニューラ内閣（3月14日勢力閣僚）、④進歩社会主義党、⑤自由国民潮流、⑥ヒズブッラー、⑦レバノン軍団、⑧レバノン・カタীব党、⑨人民ブロック、⑩トリボリ無所属ブロック、⑪その他（無所属、クルナト・シャフワーン会合、ターシュナーク党）（*Daily Star*, May 17, 2008）。
- (13) 「ナスーブ・ラフフード」と書かれた票が1票、「ジャーン・ウバイド」と書かれた票が1票、「ラフィーク・ハリリーと殉教者議員たち」と書かれた票が1票。
- (14) 挙国一致内閣の組閣人事は、①主要閣僚（国防、外務、内務地方行政、財務）ポストの配分、②各省大臣と無任所大臣の配分、③宗派の配分などをめぐって3月8日勢力と3月14日勢力、そして3月14日勢力内の各党が対立した。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 青山弘之 [2005a] 「総選挙で露呈した非民主的なレバノンの政治体制——シリア軍撤退後も変わらず——（特集 地殻変動を起こす中東）」（『世界週報』第86巻第23号 6月21日 10-13ページ）。
- [2005b] 「レバノン——シリア軍撤退の「意義」——」（『世界』第740号 6月 216-223ページ）。
- [2006] 「第17期レバノン国民議会選挙（2005年）——シリア軍撤退後のレバノンにおける政治力学——」（『国際情勢季報』第76号 2月 271-292ページ）。
- [2007a] 「レバノンに何が起きているのか（世界の潮）」（『世界』第768号 8月 29-32ページ）。
- [2008] 「レバノンの政治制度、政治体制、政治構造——第二共和制を中心に——」（佐藤章編「政治変動下の発展途上国の政党——地域横断的研究——」調査研究報告書 アジア経済研究所 19-61ページ）。
- 青山弘之・末近浩太（青山弘之編）[2007] 「現代レヴァント諸国の政治構造とその相関関係」調査研究報告書 アジア経済研究所。
- 青山弘之・末近浩太 [2009] 『現代シリア・レバノンの政治構造』（アジア経済研究所叢書5） 岩波書店。
- 小杉泰 [1987/1988] 「中東におけるミッラの政治意識とレバノン国家の解体」（『国際大学中東研究所紀要』第3号 315-358ページ）。
- 末近浩太 [2002] 「現代レバノンの宗派制度体制とイスラーム政党——ヒズブッラ

一の闘争と国会選挙——」（日本比較政治学会編『現代の宗教と政党——比較のなかのイスラーム——』早稲田大学出版部 181-212ページ）。

「中東の民主化データベース」[2008] NIHU プログラム「イスラーム地域研究」東京大学拠点・グループ2「中東政治の構造変容」「中東の民主化と政治改革の展望」(http://www.1.u-tokyo.ac.jp/~dbmedm06/me_d13n.html)。

<外国語文献>

Barakat, Halim [1993] *The Arab World: Society, Culture, and State*, Berkeley: University of California Press.

Ghānim, Rubīr [2005] “Warsha ‘Amal ‘an Qānūn al-Aḥzāb” [政党法に関するワークショップ], September 29 (<http://www.robertghanem.com/confdetail.asp?idc=45>).

Harris, William [1999] *Faces of Lebanon: Sects, Wars, and Global Extensions* (Princeton Series on the Middle East), Revised Edition, Princeton: Markus Wiener Publishers.

Ḥizb Allāh and al-Tayyār al-Ḥurī al-Ḥurr [2006] “Waraqa al-Tafāhūm al-Mushtarak bayna Ḥizb Allāh wa al-Tayyār al-Ḥurī al-Ḥurr” [ヒズブッラー・自由国民潮流相互理解共同文書], February 6.

el-Husseini, Rola [2004] “Lebanon: Building Political Dynasties,” in Volker Perthes ed., *Arab Elites: Negotiating the Politics of Change*, Boulder: Lynne Rienner Publishers, pp. 239-266.

el Khazen, Farid [2003] “Political Parties in Postwar Lebanon: Parties in Search of Partisans,” *Middle East Journal*, 57 (4), Autumn, pp. 604-624.

al-Khāzin, Farīd [2002] *al-Aḥzāb al-Siyāsīya fī Lubnān: Ḥudūd al-Dīmuqrāṭīya fī al-Tajriba al-Ḥizbīya* [レバノンの政党——政党活動における民主主義の限界——], Beirut: al-Markaz al-Lubnānī li-l-Dirāsāt.

League of Arab States [2008] “Mūsā Yuqaddimu Taqrīr ḥawla Natā’ij Muhimma-hi li-Iḥtiwā’al-Azma fī Lubnān” [ムーサー、レバノン危機に係る任務の結果報告を提出する], January 27, (<http://www.arableagueonline.org/>).

Lijphart, Arend [1977] *Democracy in Plural Societies: A Comparative Exploration*, New Haven: Yale University Press.

Rabil, Robert G. [2001] “The Maronites and Syrian Withdrawal: From ‘Isolationists’ to ‘Traitors’?” *Middle East Policy*, 3 (3), September, pp. 23-43.

Saad, Abdo [2007] “Majority of Lebanese Fear Country Is Headed to Civil War: Poll Shows that Most Citizens Back Call for Early Elections,” February 9, Beirut Center for Research and Information (<http://www.beirutcenter.info/>).

Ṣādiq, Maḥmūd [1993] *Ḥiwār ḥalwa Sūrīya* [シリアをめぐる対話], London: Dār ‘Akkār.

- Salem, Paul [1991] “Two Years of Living Dangerously: General Awn and the Precarious Rise of Lebanon’s Second Republic,” *Beirut Review*, 1 (1), Spring (<http://www.lcps-lebanon.org/pub/breview/br1/psalem1a.html>).
- Shawkat, Saḥīm Ishtī [1997] *al-Shuyū‘īyūn wa al-Katā’ib: Tajriba al-Tarbiya al-Ḥizbīya fī Lubnān* [共産主義者とカターイブ——レバノンにおける政党教育の経験——], Beirut: Mu’assasa al-Intishār al-‘Arabī.
- Suleiman, Michael W. [1967] *Political Parties in Lebanon: The Challenge of a Fragmented Political Culture*, Ithaca: Cornell University Press.
- Tachau, Frank, ed. [1994] *Political Parties of the Middle East and North Africa*, Westport: Greenwood Press.
- “Wathīqa al-Wifāq al-Waṭanī al-Lubnānī: Allatī Aqarra-hā al-Liqā’ al-Niyābī fī Madīna al-Ṭā’if bi-al-Mamlaka al-‘Arabīya al-Sa’ūdīya bi-Tārīkh 22/10/1989m wa allatī Ṣaddada-hā Majlis al-Nūwāb fī Jalsa-hi al-Mun‘aqida fī al-Qulay‘āt bi-Tārīkh 5/11/1989m [レバノン国民和解憲章——1989年10月22日、サウジアラビア王国カターイブでの議員会合で承認、1989年11月5日クライラートで招集された国民議会会合で承認]” [1989].
- Yamak, Labib Zuwiya [1966] “Party Politics in the Lebanese Political System,” in Leonard Binder ed., *Politics in Lebanon*, New York: John Wiley and Sons, pp. 143–166.

<定期刊行物>

Daily Star (Beirut)
al-Ḥayāt (London)

<通信社>

NNA (National News Agency, <http://www.nna-leb.gov.lb/>, Beirut)

<インターネット紙>

Akhbār al-Sharq (<http://www.thisissyria.net/>)